

## 「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称) &lt;素案&gt; の概要

令和 2 年 1 月  
 子供未来戦略担当  
 (子供未来応援PT)

## 1 趣 旨

先を見通すことが難しい時代を迎える中、こうした時代を生きていく子供たちが、社会の宝として健やかに成長していくことは、県民すべての願いであり、子供たちを社会全体で育てていくため、「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)を策定する。

## 2 プランの概要

(1) 計画期間 令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間

(2) 対 象 妊娠期から概ね 18 歳以下の全ての子供と子育て家庭及び子供を取り巻く社会の全ての構成員

※子供、児童の定義は、法律や事業によって異なる場合があるため、目安として「概ね 18 歳以下」としている

(3) プラン策定の考え方

## ① 基本的な考え方

旧プランを構成する施策の K P I (主要評価指標) の実績点検や目指す姿と現状のギャップ、さらに、今後予想される社会情勢等の変化、有識者からの意見などを踏まえ、平成 30 (2018) 年 4 月に設置した「子供未来応援プロジェクト・チーム」で議論を重ね、新たな施策体系、目指す姿や取組の方向などに反映している。

## 〈特に考慮が必要な社会情勢等の変化〉

- ア 人口減少と少子化の一層の進展
- イ 共働き家庭の増加や核家族化の進展など家族形態の多様化や家庭環境の複雑化
- ウ 相次ぐ児童虐待による死亡事案の発生や児童虐待の通告・相談件数の増加
- エ スマートフォンやインターネット利用の低年齢化と急速に進むデジタル技術への対応

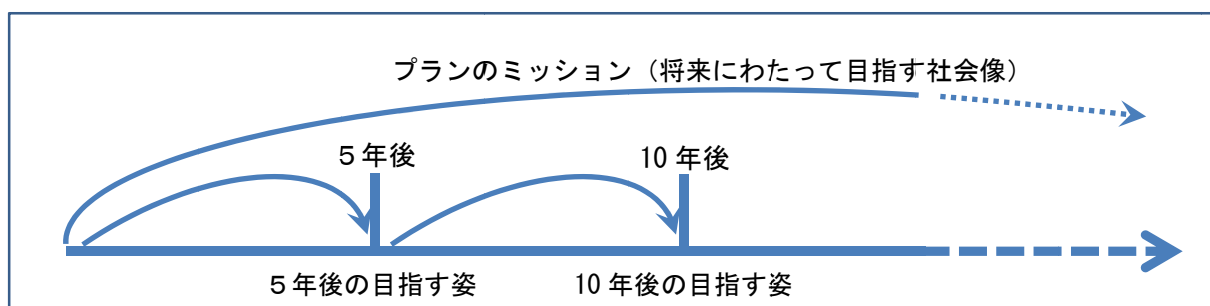
## ② 目指す姿(社会像)の考え方

社会の宝である子供たちを社会全体で育てていくためには、県や市町をはじめ、地域、子供の育ちに関わる者、企業など、県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めなければならない。

そのため、「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)では、プランのミッション(将来にわたって目指す社会像)に加え、計画期間である 5 年後の「目指す姿」だけでなく、10 年先を見据えた「目指す姿」を明らかにしている。

特に、5 年後と 10 年後の「目指す姿」については、県民に深く理解してもらい、具体的にイメージして自らの行動にもつなげてもらえるよう、どのような取組でどのような変化が身の回りに起きるのかなど、可能な限り県民視点でより具体的に記載している。

これによって、広島県の独自性が明らかになるとともに、プランの目指す姿にどれだけ近づいているのかが明確になるため、より客観的にプランの進捗状況を把握して評価などを行うことができる。



### ③ 特に注力する分野等

新たなプランでは、子供・子育てに係る施策を総合的に推進していくが、中でも、子供たちの人生や将来に重大な影響を及ぼすとされる、次の2つの分野等については、これからも特に注力していく。

#### ア 乳幼児期における取組

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。特に、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態などに影響を及ぼすこと、また、乳幼児期における教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となる重要な役割を担うものである。

さらに、このようなライフサイクルの早い時期における教育投資ほど効果が大きいという研究結果も出ており、広島県においても、こうした考え方に基づいて、現在も「人づくり」施策を進めているが、引き続き、「乳幼児期」の取組に注力して推進する。

#### イ 児童虐待防止対策

全国各地で児童虐待による死亡事案が相次いで発生しており、本県でも児童虐待の通告・相談件数が年々増加している。

児童虐待は、子供の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与え、なかでも乳幼児期に虐待を受けた経験は、その後の子供の心身の発育に深刻な影響を及ぼすと言われており、抜本的な仕組みの見直しを含めて、これまで以上に、県だけではなく、市町や関係機関、地域などが力を結集して、予防や早期発見・対応につなげる仕組みを充実していくことが必要である。

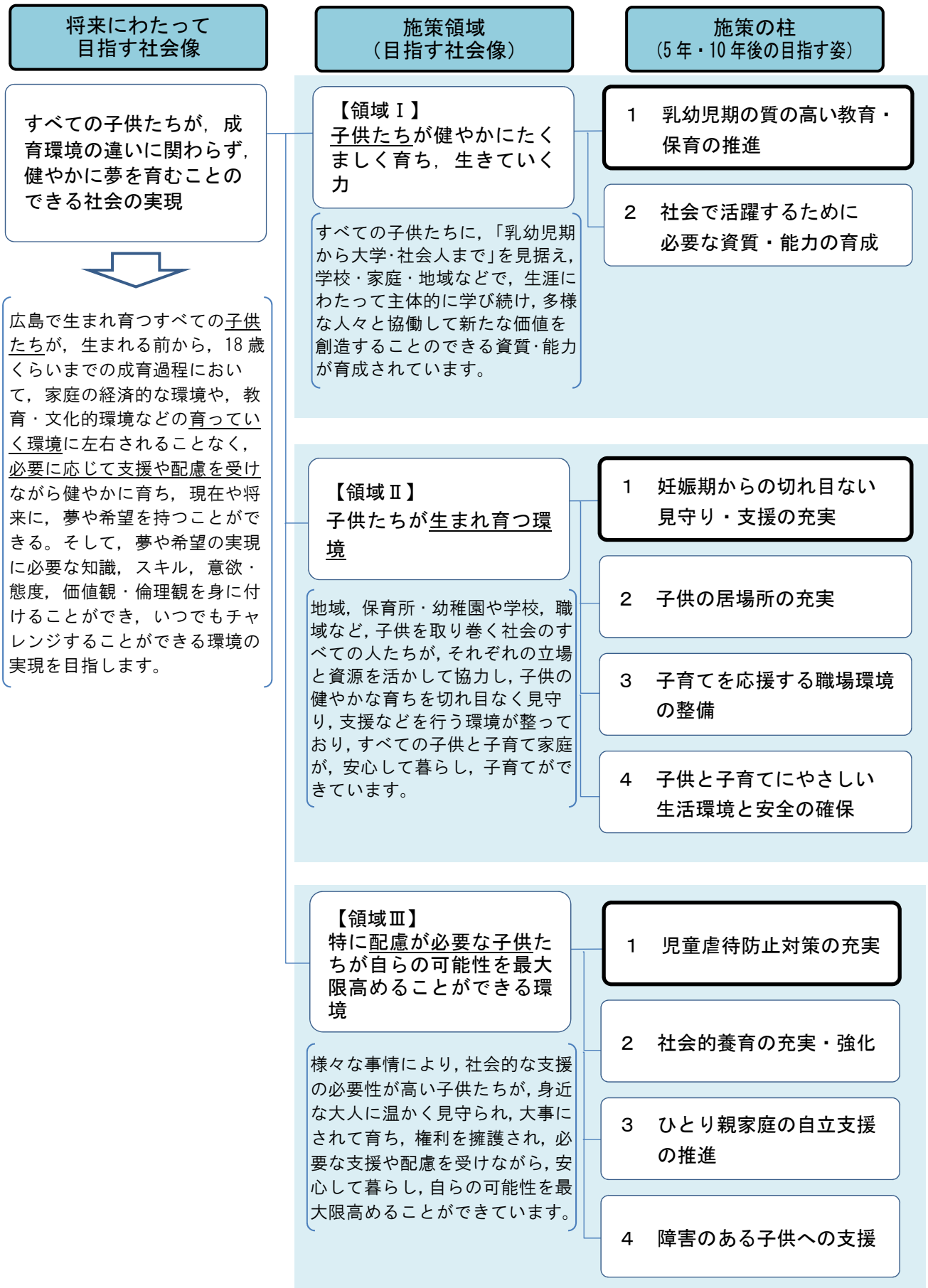
### ④ モニタリング指標

目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視する。

指 標	現状 (H29)
広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合	93.5%

(出典:厚生労働省調査)

(4) プランの施策体系



## 領域Ⅰ

## 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

## 柱1 乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

## 【乳幼児教育支援センター】

乳幼児教育支援センターにおいて、専門職員の育成・確保の仕組みが確立され、必要な職員が配置されるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園関係団体、ネウボラ、子育て世代包括支援センター等、子供たちを取り巻く様々な関係機関とのネットワークが構築されるなど、本県の乳幼児期の教育・保育を支援する拠点として、調査・研究、情報収集・発信、研修、相談・支援、遊び等の充実を図る取組などの機能が果たせる体制が整っています。

## 【幼稚園・保育所・認定こども園等】

幼稚園・保育所・認定こども園等を対象に、乳幼児教育支援センターが各種研修を実施するとともに、関係団体等が実施する研修についても連携を図ることで、資質能力の向上やキャリアアップ等、教員・保育士等のニーズに応じた研修の機会を充実させています。

また、乳幼児期の教育・保育について専門的な知識・技術を有する幼児教育アドバイザーが、希望する多くの園・所等を訪問し、乳幼児期の教育・保育の推進に係る助言を行うなど、園・所等を支援しています。

さらに、乳幼児教育支援センターは、各園・所等における園内研修の活性化に向けて、中心となる教員・保育士等の育成も進めています。

園・所等は、所属する教員・保育士等を乳幼児教育支援センターや関係団体等が実施する研修に積極的に参加させています。

また、全ての園・所等が、自園の日常的な教育・保育内容や環境などの評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民等から広く意見を聞いて、提供する教育・保育の良さや特色、課題を再認識することで、自園の取組に対する不断の見直しを行っています。

こうした取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所等における「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）の育成に向けた取組が進んでいます。

この中には、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を行う自然保育などもあり、子育て家庭の選択肢の一つになっています。

## 【小学校】

小学校を対象に、乳幼児教育支援センターが幼保小連携・接続に関する研修を実施するとともに、小学校と園・所等が協力して幼保小連携・接続に取り組むための体制づくりを支援しています。

こうした取組を通じて、各園・所等の遊びや生活を通した一人一人の子供の育ちの姿の記録等を活用して、園・所等での子供の育ちと学びが小学校に引き継がれるなど、園・所等との連携が図られるとともに、全校で、幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を大切にした教育課程（スタートカリキュラム）が編成・実施されており、幼保小連携・接続の取組が進んでいます。

## 【家庭・地域】

家庭向けに、5つの力がどのように育まれているのか、子供とどのように関わったらよいか、遊びの中にどのような学びがあるのかなどについての教材や啓発資料の開発が進み、園・所等やネウボラなど、関係機関と連携を図りながら配布されることにより、多くの家庭に情報提供されています。

また、園・所やネウボラ等の身近な場所で、「子供との関わり方」について保護者同士で学ぶ機会や、親子で遊ぶ中で「遊びの中に学びがある」ことを体験する機会が提供されています。こうした中で、ネウボラでは、助言や支援が必要な子供と子育て家庭を把握した場合は、家庭教育支援の担当者と連携し、保護者に必要な働きかけを行うとともに、園・所等との連携を図っています。

さらに、地域で子育てや家庭教育に携わるボランティア等に対し、乳幼児教育支援センターが、資質向上に向けた研修や地域の体制整備に向けた支援に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方に対する保護者の理解が進み、子育てに対する不安が軽減されています。

主な成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれている年長児の割合	74.1%	80.0%
【指標の設定趣旨】 子供が育つ環境に関わらず、本県の全ての乳幼児に「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる5つの力が育まれ、その後の教育の基礎が培われていることが、本県が目指す「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材」の育成に重要であることから、指標として設定しました。		

## 領域Ⅰ

## 子供たちが健やかにたくましく育ち、生きていく力

## 柱2 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

## 【基礎的な学力の定着】

全ての小学校において、子供たちの基礎的な学力の定着に向けて、新たな学力調査などを活用した低学年段階での学習のつまずきの把握と、つまずきに応じた学力補充等の取組が行われています。

また、小学校から中学校への進学に当たっては、全ての中学校区において、小・中学校間の連携を通じて、子供たちの個別の状況が共有されることにより、小学校からの連続性のある指導や支援が行われています。

こうした取組により、全ての子供たちに、基礎的な学力の定着が図られています。

## 【主体的な学びを促す教育活動の推進】

全ての小・中・高等学校において、子供たちに育成すべき資質・能力を設定し、これを踏まえた教育課程が編成されているとともに、学力調査やアンケート、子供の実態の分析に基づいた授業改善・評価が行われるなど、生徒の資質・能力の育成に向けた、PDCAサイクルが確立しています。

このことに加えて、小・中・高等学校において、児童生徒が自ら課題を見つけ、各教科で習得した知識・スキルを活用し、異なる価値観を持つ人々と協働して、答えのない問題から「最善解」を創造する「課題発見・解決学習」を取り入れた授業を教員が実践するなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。

また、小・中学校においては、外国人との交流をはじめとする国内での異文化間協働活動が行われているほか、高等学校においては、海外留学などの異文化間協働活動も行われるなど、子供たちのグローバル・マインドの涵養を図る教育環境が整っています。

さらに、特別支援学校においても、子供たちの個々の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえながら、「課題発見・解決学習」を取り入れた授業が実践されるなど、子供たちの主体的な学びを促す教育活動が行われています。

こうした取組により、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「コンピテンシーの育成を目指した主体的な学びを促す教育活動」を積極的に推進する「学びの変革」の加速化を図る仕組みが整うことにより、全ての子供たちが社会で活躍するために必要な資質・能力（思考力や表現力、コミュニケーション能力など）を伸ばしています。

## 【資質・能力を育むための基盤づくり】

家庭の経済的事情等にかかわらず、全ての子供の能力と可能性を最大限高めるための「学びのセーフティネット」の観点から、校内適応指導教室（スペシャルサポートルーム）の整備やフリースクールとの連携など、学校内外での子供たちの居場所づくりが進むとともに、各中学校区や高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、相談支援体制の充実を図るほか、厳しい経済状況にある子供たちの就学を支援する制度について、支援を必要とする世帯での利用が進んでいます。

また、家庭、学校での取組のほか、地域ボランティアが企業から無償で提供された食材を朝食として提供する取組などにより、子供たちが、食や運動等の望ましい生活習慣を身に付ける機会が提供されており、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。

子供たち一人一人が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育の実現に向けて、こうした学びのセーフティネットの構築や生活習慣づくりの形成が図られています。

主な成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合	小学校：71.1% 中学校：64.6% 高等学校：62.1%※ (※H30)	小学校：76.0% 中学校：74.0% 高等学校：76.0%
<b>【指標の設定趣旨】</b> 社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を図るためには、「主体的な学び」が定着している児童生徒が増えることが必要であると考えられることから、指標として設定しました。		

## 領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

8割の市町において、ネウボラの拠点が身近な地域に設置され、全ての妊婦や子育て家庭が、定期的に丁寧な面談を受けています。特に産前から産後にかけて、同じ担当者が一貫して対応することにより、子育て家庭の3割が自分の担当者を認識し、いつでも気軽に通ったり、自発的に相談しています。また、養育や療育支援が必要と判断されたケースは、市町の子ども家庭総合支援拠点や児童発達支援センター、乳幼児教育支援センター等と連携し、早めの支援が実施されています。

なお、残りの2割の市町においても、支援の必要性に関わらず、全ての子供・子育て家庭に対し、働きかける取組（ポピュレーションアプローチ）の重要性は理解され、産前のタイミングで全員の状況を確認し、支援につなげる取組が開始されています。

子育て家庭に関わる主な医療機関、保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点においては、子供や子育て家庭の抱えるリスクの兆候を発見するための視点が統一されており、発見時には適切なタイミングで、市町のネウボラ拠点と情報が共有されています。

さらに、県内の4市町において、ネウボラを含めた市町の各部署や小中学校が連携して子供たちに関する様々なリスクを漏れなく把握する実証試験が行われています。

また、それらの情報が家庭児童相談員やネウボラの担当者、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で共有され、面談や家庭訪問などにより、まだリスクが表面化しない状態で、相談支援や養育支援などの予防的支援も試験的に実施されています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、自分の住む地域で相談がしやすくなった、必要な情報や必要な支援などを受けられることが多くなった、子供たちの健やかな育ちに関わる人達が増えているなどの変化を実感しています。

主な成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合	80.0%	85.0%
<p>【指標の設定趣旨】</p> <p>ネウボラがあることなどによって、安心して妊娠，出産，子育てができると思う者の割合が増加することが、全ての子供と子育て家庭が安心して暮らし、子育てができる社会の実現につながっていると考えられることから指標として設定しました。</p>		

## 領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

## 柱1 妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の充実

## 【周産期医療提供体制の確保・充実】

妊婦検診、正常分娩、ハイリスク妊娠・分娩など、医療機能に応じた役割分担が行われ、出生数が減少する中であっても、全ての二次保健医療圏で分娩が行われる医療体制が維持されています。

また、ハイリスク妊娠・分娩等に対応できる周産期母子医療センターが全ての二次保健医療圏をカバーする形で維持されています。

これらに加え、日ごろからリスクに応じた円滑な患者紹介が行われていたり、いつ、どこで生まれても、母体や新生児の状況に応じた適切な緊急母体搬送が行われるなど、周産期医療施設間で密接な連携が行われています。

こうした医療体制を継続させることにより、妊産婦は、県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けることができおり、周産期死亡率や妊産婦死亡率は、いずれも全国平均を下回り、全国でもトップレベルの医療水準で維持されています。

## 【小児救急医療提供体制の確保・充実】

全ての二次保健医療圏で24時間365日対応できる小児二次救急医療体制が維持されているとともに、三次小児救急医療体制については、医療機能の更なる高度化・重点化を図ることで、小児専門の救命救急医療体制の整備が進められています。

また、小児救急医療電話相談が引き続き実施されており、子供の病気に対する保護者の不安が解消されるとともに、適切な受療行動を促し、小児救急を受診する患者の減少と小児科医の負担軽減が図られています。

こうした取組により、子供たちは、いざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けることができおり、乳幼児・小児死亡率は、全国平均値以下で維持されています。

また、広島県地域医療支援センターを中心に大学・医師会・県・市町・医療機関が連携して、産婦人科医、小児科医の確保や県内定着に取り組むことにより、これらの周産期医療及び小児救急医療体制の維持に必要な産婦人科医や小児科医が確保されています。

主な成果指標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
周産期死亡率（出産1,000対）	3.4 （全国8位）	直近5年間での平均値を現状値以下
妊産婦死亡率（出産10万対）	0.8 （全国7位）	
<b>【指標の設定趣旨】</b> 周産期死亡率及び妊産婦死亡率ともに現状値以下とすることにより、全国でもトップレベルの周産期医療水準を維持し、妊産婦が県内のどこに住んでいても安心して質の高い周産期医療を受けられていることにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

主な成果指標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
乳児・幼児・小児死亡率（人口1,000対）	乳児：1.9（2.0） 幼児：0.52（0.52） 小児：0.21（0.22）	直近5年間での平均値を全国平均値以下
<b>【指標の設定趣旨】</b> 乳児・幼児・小児死亡率を全国平均値以下とすることが、子供たちがいざというときに安心して質の高い小児救急医療を受けられていることにつながると考えられていることから、指標として設定しました。		

※現状欄の（ ）は全国平均値

## 領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

## 柱2 子供の居場所の充実

## 【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】

保育を必要とする子供が保育所、認定こども園等に入所することができるよう、全市町において、必要な施設が整備され、保育士人材バンクによる潜在保育士の復職支援などにより必要な保育士を確保することで、年度当初に待機児童が発生していません。

また、園・所等において、所属する教員・保育士等が、保育士等キャリアアップ研修などの各種研修を受講したり、幼児教育アドバイザーが園・所等を訪問した際に助言を受けたりすることにより常に自己研鑽に励み、本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進むなど、教育・保育に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めています。

さらに、「ひろしま自然保育認証制度」の認証団体による、豊かな自然環境の中で、主体的・創造的な遊びを通じた直接的な体験活動を通じて、5つの力を育む教育・保育が実践されており、子育て家庭の選択肢の一つとなっています。

これらの取組を通じて、県内の園・所等において、本県の「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方への理解が進み、各園・所における5つの力の育成に向けた取組が進むとともに、子育て家庭は、多様な保育サービスを選択することができており、安心して子育てができていますと実感しています。

## 【地域における放課後等の子供の居場所の充実】

いわゆる「小1の壁」（おもに共働きやひとり親世帯において、子供の小学校入学を期に、仕事と育児の両立がむずかしくなること）はなくなり、希望した低学年児童（1年生～3年生）が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という）を利用することができます。

また、補助員の資格取得の促進等により、児童クラブで児童にかかわる職員のうち、放課後児童支援員の割合が8割に増加しており、放課後児童支援員は、年齢や発達の状況が異なる児童それぞれに適切に関わっています。

さらに、各児童クラブでは、現有施設を活用し、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されているほか、学習や体験・交流活動のための多様な機会を確保するため放課後子供教室や公民館・児童館などの活動プログラムを実施している市町では、児童クラブの子供を含む希望する児童がこれらの活動に参加しています。

乳幼児とその親が、身近な地域に整備された地域子育て支援拠点に気軽に集い、交流や子育ての不安・悩みを相談しながら、安心して過ごしています。

こうした取組が行われている市町においては、子育て家庭は、児童が自発的に遊びや活動に参加し体験できる機会が増え、地域で安心して子育てができていますと実感しています。

主な成果指標	現状 (H31. 4. 1)	目標 (R6. 4. 1)
保育所の待機児童数 (4/1 時点)	128 人	0 人
<b>【指標の設定趣旨】</b> 保育所の待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができていますという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

主な成果指標	現状 (R1. 5. 1)	目標 (R6. 5. 1)
放課後児童クラブの低学年待機児童数 (5/1 時点)	6 人	0 人
<b>【指標の設定趣旨】</b> 放課後児童クラブの待機児童が発生していないということは、いつでも安心して子供を預けて働くことができ、安心して子育てができていますという子育て家庭の実感につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		



## 領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

## 柱3 子育てを応援する職場環境の整備

働き方改革が、従業員の働きやすさだけでなく、生産性の向上や人材確保などの経営メリットをもたらすものであることの理解と取組を県内企業に働きかけることにより、働き方改革の意義が経営者に認識され、県内企業において働き方改革を自律的に継続していく動きが広がり、こうした企業が取組が従業員から評価されています。

これにより、企業内で業務効率化や相互にフォローし合う体制の整備等による長時間労働の削減や休暇取得が促進され、また、乳幼児期、学童期といった子供の成長段階によるライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとられない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が導入されるなど、県内の企業において、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境へと変化が進んでいます。

また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が育児休業を取得できる職場環境となっており、広島県における男性の育児休業取得率が全国値を上回るなど、男性従業員が安心して子育てに携わる機会が確実に増えています。

主な成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
働き方改革に取り組む企業の割合	58.6%	80.0%以上 (R2)
<b>【指標の設定趣旨】</b> 働き方改革に取り組む企業の増加により、長時間労働の削減や休暇取得が促進され、時間や場所にとられない柔軟で多様な働き方を選択できるようになることで、子育てしやすい職場環境につながると考えられることから、指標として設定しました。		

※令和3年度以降の目標については、次期「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定に併せて設定する(R2.11 予定)

主な成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
男性の育児休業取得率	7.3%	13.0% (R2)
<b>【指標の設定趣旨】</b> 男性の育児休業取得率の上昇は、男性従業員が子育てに携わることができる職場環境整備となり、乳幼児期における男性の子育て参画の増加につながると考えられることから、指標として設定しました。		

※令和3年度以降の目標については、次期「ひろしま未来チャレンジビジョン」策定に併せて設定する(R2.11 予定)

## 領域Ⅱ

## 子供たちが生まれ育つ環境

## 柱4 子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

## 【みんなで子育て応援の推進】

企業や団体などが、授乳室やおむつ替えスペースの設置、子供向けの食事メニューの提供などを行う「子育て応援 イクちゃんサービス」が、子育て家庭の外出時における便利なサービスとして更に浸透しています。

また、地域の子育て支援者・団体等による親子が気軽に集い、子育てについて語ることができる場や交流活動が浸透し、これらの活動を通じて、地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や信頼できる人がいると感じる割合が73.8%になっています。さらに、ネウボラなどの支援機関との連携や地域間のネットワークづくりが深まっています。

## 【子育て住環境の整備】

少子高齢化の進展に伴い、県内のマンション供給戸数が減少していくことが予想される中でも、広さや遮音性、防犯性能等の性能を有した「子育てスマイルマンション」は引き続き3,000戸整備され、子育て家庭に供給されています。

県営住宅において、世帯収入に応じた快適な子育て環境を創出する「新婚・子育て世帯優先入居制度」により、累計で725戸が子育て家庭に供給されています。

## 【子供と子育てにやさしいまちづくりの推進】

乗合バス車両におけるノンステップバス等の導入率が88.0%となるなど、公共交通機関のバリアフリー化が進んでいるほか、都市公園において、園路や便所、駐車場等の公園施設のバリアフリー化が計画的に進んでいます。

また、学校や飲食店など、子供が主たる利用者となる施設における受動喫煙防止対策が進み、飲食店における意図しない受動喫煙の機会を有する者の割合が12%以下（令和5（2023）年度）に改善しています。

## 【子供の防災の取組の推進】

公立幼稚園、小中高特別支援学校などにおいて、地震・津波などの自然災害の状況に応じた避難訓練が実施されており、子供たち一人一人に、地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。

## 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】

学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、安全教室の充実や学校・通学路等における安全の確保など、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、情報モラルなどの規範意識が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力が身に付いています。

## 【子供の交通安全の取組の推進】

家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育などにより、子供一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身につけており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることのできる力が身に付いています。

主な成果指標	現状 (R1)	目標 (R6)
地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合	67.8%	73.8%
<b>【指標の設定趣旨】</b> 地域において、子育てに関する様々な支援や環境が整うことにより、親子で落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合が増えることが、子供と子育てにやさしい環境の実現につながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

## 領域Ⅲ

## 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

## 柱1 児童虐待防止対策の充実

## 【児童虐待防止に向けた理解の促進】

児童虐待防止に向け、県や市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）、民間の子育て支援団体などが、それぞれの立場で、保護者をはじめ県民に対し、子供へのこういった接し方が「体罰」であり「児童虐待」になるのか、また「児童虐待」が子供の成長に与える悪影響などについて啓発を行い、保護者や県民の理解が深まり、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合が8割を超えています。

## 【県全体としての機能強化】

こうした児童虐待の理解促進に加え、全ての市町においては、支援が必要な子供と家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」が設置され、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができています。

また、県によって、市町職員を含めた研修などの人材育成の仕組みが体系化されており、相談援助業務を適切に担うことができる人材が着実に育成されています。

さらに、こども家庭センターでは、より専門性、緊急性、重要性の高い事案に対応するため、児童福祉司等の専門職の確保・育成や業務の効率化、組織の見直し等により、専門性や体制が強化されています。

これによって、市町への支援が充実されるとともに、市町や県の取組によって、速やかな安全確認や、専門性の高いリスク評価が行われ、適切な親子分離など、きめ細かい支援が行われています。

また、こども家庭センターの一時保護所で保護した子供に対しては、セキュリティが高く、かつプライバシーや個別性に配慮された安心・安全な環境で、児童心理司等により丁寧なアセスメントやケアが行われています。県内では、一時保護専用施設が2か所以上設置されており、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。

児童虐待のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司が中心となり、保護者に対して、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援が行われています。

また、家族再統合により、家庭復帰したケースに対しては、市町がこども家庭センターや児童養護施設などと連携して対応し、子供や家庭が継続的に見守られ、支援が行われています。

主な成果指標	現状 (H29)	目標 (R6)
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合	76.0%	83.0%
【指標の設定趣旨】 体罰や暴言に等によらない子育てをしている親の割合が増加することが、子供の健全な発達や成長に悪影響を及ぼす行為に対する理解が深まり、そうした行為の減少につながると考えられることから、指標として設定しました。		

主な成果指標	現状 (H30)	目標 (R6)
支援が必要な子供と子育て家庭を支える在宅支援の基盤となる「子ども家庭総合支援拠点」の設置市町数	1市町	23市町
【指標の設定趣旨】 子ども家庭総合支援拠点が全市町に設置され、ネウボラ等の関係機関と連携し、ケースの状況に応じた適切な支援ができることが、児童虐待の未然防止、重症化前のリスクの軽減、長期の親子分離ケースの減少につながると考えられることから、指標として設定しました。		

## 領域Ⅲ

## 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

## 柱2 社会的養育の充実・強化

## 【里親委託等の推進】

様々な事情により家族と暮らすことができない子供が、里親など家庭と同様の環境で養育されることが増えるよう、制度の啓発、里親のリクルート、里親の研修、里親と子供とのマッチング、養育する里親への支援といったフォスタリング業務を、新たに民間機関に委託するなどにより、包括的・継続的に行う体制が強化されています。

こども家庭センター（児童相談所）は、こうしたフォスタリング機関、市町、乳児院、児童養護施設などの関係機関と連携・協力する枠組みを整え、子供の発達段階や状況に応じた里親委託等を行います。

また、里親に対しては、ネウボラや子ども家庭総合支援拠点などによる他の子育て家庭と同様の子育て支援や、こども家庭センターなどによる専門的研修、児童養護施設などによる里親から一時的に子供を預かるレスパイトケアといった支援が行われています。

こうした取組により、里親は、不安や負担感が軽減され養育することができるようになるとともに、里親として登録する人が310世帯に増え、里親やファミリーホーム（経験豊富な里親が5～6人の子供を養育）への委託率が3割以上になり、家庭と同様の環境で暮らす子供が増えています。

## 【施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等】

里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設の小規模かつ地域分散化が進められることにより、家庭的環境の充実が図られ、こうした施設で生活する子供が、施設入所児童のうち6人に1人の割合に増えています。

さらに、乳児院や児童養護施設は、施設の持つ機能や専門性を活かして、ショートステイなどによる子育て支援や里親へのレスパイトケアを実施するなど、全ての施設において多機能化が図られるとともに、特に養育が困難な子供を受け入れ、個々の状況に応じた支援を行うための体制強化や職員の研修機会の増加などを通じた専門性の向上が図られており、子供は安心して生活できています。

## 【自立支援の推進】

加えて、社会的養護のもとで生活する子供の意見表明権を保障するため、本県の仕組みを整え、全ての児童養護施設において、必要に応じて弁護士など第三者が、子供の意見を聞き、代弁（アドボケイト）する取組が進んでいるほか、自立援助ホームが県内に6か所に増え、児童養護施設等を退所した後も、自立援助ホーム等による自立支援を受けることができる機会が増えています。

主な成果指標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率	16.1%	30.7%
<b>【指標の設定趣旨】</b> 要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率が増加するという事は、家族と同様の環境で暮らす要保護児童が増え、個々の状況に応じて養育されながら、安心して生活することにつながっていると考えられることから、指標として設定しました。		

主な成果指標	現状（5年平均 H25-H29）	目標（R6）
社会的養護のもとで生活する子供の進学率（高等学校卒業後）	34.3%	46.2%
<b>【指標の設定趣旨】</b> 社会的養護のもとで生活する子供が、安心して暮らし、個々の状況に応じた支援を受けることによって、高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。		

## 領域Ⅲ

## 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

## 柱3 ひとり親家庭の自立支援の推進

## 【ひとり親になる前の親子支援の充実】

子供と子育て家庭に携わる、市町のネウボラ（子育て世代包括支援センター）の職員や、民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカーなどが、ひとり親家庭の子供にとって、「養育費」（離婚後、子供の養育のため親権のない親から親権者に支払われる費用）と「面会交流」（離婚後に子供が非同居親と行う面会）が、重要な子供の権利であることについて知る機会が充実し、理解が深まっており、親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階で、速やかに、市町のひとり親家庭支援部署や、母子家庭等就業・自立支援センター（県が一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会に運営委託）につないでいます。

このように、ひとり親になる前から適切な支援が行われることで、ひとり親家庭の半数が、実効性のある形で養育費・面会交流の取り決めを行い、確実に円滑に養育費の受け渡しが行われ、家庭の経済基盤の安定につながるとともに、面会交流によって、子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感しながら成長しています。

## 【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】

ひとり親家庭の子育てと仕事の両立支援については、県が専門的な研修の開催を支援するなどにより、市町のひとり親支援担当部署において、ひとり親関係の支援制度をはじめ、子供と子育て家庭全般にわたる支援制度の知識を習得し、専門的・包括的な相談支援業務を行う人材が育成されています。

また、ネウボラ（子育て世代包括支援センター）や、子ども家庭総合支援拠点、福祉事務所、学校の家庭教育支援アドバイザー、ハローワークなどと、必要に応じて連携を図る仕組みが構築されつつあり、こうした市町においては、ひとり親家庭は、個々の状況や課題に応じて、親の就業、家事・生活援助、子供の学習支援など、最適な仕事と子育て支援の組み合わせについて、助言とコーディネートを受けています。

さらに、県は、母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、より専門性の高い困難な事案への対応を行うなど各市町の取組をサポートしています。

こうした取組により、ひとり親家庭は、必要な情報や適切な支援を受けられ、子供の自立に向けて必要な取組が充実してきていると実感しています。

主な成果指標	現状（H30）	目標（R6）
養育費・面会交流の取り決めをしている割合	養育費：42.1% 面会交流：29.6%	養育費：52.7% 面会交流：40.2%
<b>【指標の設定趣旨】</b> 養育費・面会交流の取り決めをしている割合が増加することが、ひとり親家庭の経済基盤の充実につながるとともに、ひとり親家庭の子供がどちらの親からも愛され大切な存在であることを実感できることにつながると考えられることから、指標として設定しました。		

主な成果指標	現状（H30）	目標（R6）
ひとり親家庭の子供の進学率（高等学校卒業後）	52.2%	58.8%
<b>【指標の設定趣旨】</b> ひとり親家庭が、個々の状況や課題に応じた必要な情報や適切な支援を受けることによって、子供の高校卒業後の進学率が向上することが、子供の自立につながると考えられることから、指標として設定しました。		

## 領域Ⅲ

## 特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境

## 柱4 障害のある子供への支援

## 【地域における重層的な障害児支援体制の構築】

県内全ての市町に児童発達支援センターが整備されており、障害児及びその家族は、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。

県内の医療型短期入所定員の拡充（平成30（2018）年度比約2倍）が図られ、医療的ケアを日常的に必要とする障害児とその家族は、在宅に必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。

発達障害児がライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期にかつ適切に切れ目なく受けられるよう、地域のかかりつけ医や専門医療機関、地域の保健、医療、福祉、教育が連携した地域ネットワーク支援体制が4割の市町に整備されており、こうした市町において、発達障害児やその家族は、必要に応じて、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

## 【幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備】

障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）のうち、個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成されている割合及び校種間での引継ぎに活用されている割合が毎年度着実に向上しています。

## 【教員の専門性の向上】

特別支援教育に係る通級による指導の担当教員の84%、特別支援学校の全ての教員、特別支援学級担任の60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。

## 【特別支援学校における教育の充実】

本県独自の特別支援学校技能検定の実施など、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する全ての生徒が就職しています。

さらに、就職した生徒の90%が卒業までに技能検定1級を取得するなど、働き続ける力が身に付いています。

特別支援学校高等部の全ての普通教室にネットワーク接続環境が整備されているほか、高等部に所属する生徒は1人1台教育用コンピュータを所有しており、生徒たちの主体的・対話的で深い学びに活用されています。

また、高等部に所属する生徒が授業で日常的にICT等の支援機器や学習教材が使用できる環境整備や、教員に対する研修の実施により、教員のICT活用に係る指導力が高まっています。

主な成果指標	現状（H30）	目標（R6）
在宅の医療的ケア児の生活を支援する県内の医療型短期入所定員数	47人	88人
【指標の設定趣旨】 介護者がレスパイトできるよう医療型短期入所定員を確保することが、医療的ケア児及びその介護者の在宅生活の充実につながると考えられることから、指標として設定しました。		

主な成果指標	現状（H30）	目標（R6）
特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合	100%	100%
【指標の設定趣旨】 特別支援学校高等部（本科）卒業者のうち、就職希望者全員の就職を実現することが、生徒の職業的自立の重要な要素の一つと考えられることから、指標として設定しました。		